

## 国際的な大学教育の質保証システム

堀 井 祐 介

金沢大学国際基幹教育院  
高等教育開発・支援系教授

[キーワード]

質保証、学習成果（アウトカムズ）、アカウントビリティ（説明責任）、可視化・透明性、効率性

### はじめに

現在の大学制度の下となったいわゆるヨーロッパ型大学は中世に設立された。農業技術革新、貨幣経済の成立、都市の誕生、教区組織整備、王または協会等への権力集中、十字軍による東方世界との接触など、大きな社会変革の流れの中で大学は誕生した。その頃から大学は現在と同様に知的共同体であり、「大学」(university, college) という語はもともとラテン語の *universitas, collegium* から来ており、その意味するところは「団体、結社、同業者組合、ギルド」であり、一定の自治権を持つ組織と認識されていたことがうかがえる<sup>1</sup>。その後、様々な形態で設立された大学も「大学自治」、「自律性」を持つ存在として発展してきている<sup>2</sup>。

知的「ギルド」としての大学の本来の使命は、教える能力を育ててその能力を認可することであったが、ポーロニャ大学等においては、学生が大学の正式構成員であり、学生が教師を雇いその勤務評定を行うという形態であったため、学生の評定が直接的な教育質保証の機能を備えていた<sup>3</sup>。また、十三世紀には教皇による認定を受けた「汎欧的大学」における教員資格として「万国教授資格 (*ius ubique docendi*)」が登場し、国際的な教育質保証に繋がっていたと言える<sup>4</sup>。

残念ながら、この「万国教授資格」は14世紀には空洞化していくこととなる。

現代の大学において、学生による評定や教皇などの設置認可者による認定だけで質保証システムとならないことは重々承知しているが、大学黎明期のヨーロッパでは、「大学自治」を保ちながら、教員、学生の国境を越えた移動による国際的教育質保証の萌芽が見られていたのである。

### 1. なぜ国際的な質保証システムなのか

大学はその誕生時と同様、現代社会においても大きな社会変革の波の中にある。多様化する現代社会において、大学はその存在意義を問われており、大学が自らの存在意義を社会に対して明確に説明するための重要な要素として質保証システムが位置づけられているのである。中世の一時期、「汎欧的大学」の存在によって国境を越えた活動を有していた大学も時代が下がるにつれ、国家の一組織としてそれぞれの国において独自に発展し、それにつれて国毎に独自の教育制度、教育質保証体制が構築されてきた。しかし、20世紀末から21世紀にかけてのICT技術革新、国際的な競争激化および連携強化の流れ、冷戦終結による人の移動の自由度増加などの社会変革により、国境を越えた学生移動も活発になり、大学教育が世界規模で展開されるようになることで、国際的な大学教育の質保証システムが求められるようになってきた。

国際的な質保証システムを考える上では、概念的なものとしては、学習成果（アウトカムズ）、アカウン

タビリティ（説明責任）、可視化・透明性、効率性などが、仕組み的なものとしては、自己点検・評価、内部質保証、外部評価・質保証機関、認証評価、アクレディテーション、オーディット、専門分野別／機関別などがキーワードとしてあげられる。後述するが、欧州では高等教育機関自身による内部質保証、外部評価・質保証機関による高等教育機関に対する外部質保証、それらの外部評価・質保証機関に対するメタ評価という3段階での質保証システムが浸透しつつある。ちなみに、大学基準協会では、「内部質保証」を「PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」として定義している。

## II. 国際的潮流

ここでは、日本以外の地域における質保証システム、国際機関およびメタ評価機関による活動および個別の国々における取り組みについて、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』（高等教育のあり方研究会大学評価理論の体系化に向けた調査研究部会、大学基準協会、2015年）（以下、JUAA 報告書2015）からの抜粋・要約を中心に紹介させていただく。

20世紀末からの社会変革の流れの中で、教育に関して大きな出来事としては、ケルン憲章「生涯学習の目的と希望」（KÖLN CHARTER - AIMS AND AMBITIONS FOR LIFELONG LEARNING）<sup>5</sup>があげられる。これは1999年のケルンサミットで採択されたものであり、「知識基盤社会」（knowledge-based society）という考えに基づき、「教育と生涯学習」が21世紀市民として不可欠なものであることを謳っている。ケルン憲章では、大学について多く言及されているわけではないが、「知識基盤」と「教育の流動性」が重視されている点から、教育システムの頂点に位置する大学にも大いに関係があるものと考えられる。このケルン憲章を一つのきっかけとし、大学が「知識基盤社会」における牽引役であるという考えの広がりとともに、そこで行われている諸活動に対する質保証の

重要性も増大し、大学教育に対する世界的な評価・質保証活動も活性化してきた。

もちろん、大学は各国固有の教育制度に組み込まれており、各国または各地域における固有の質保証システムが多様多様に存在する。しかし、社会のグローバル化の進展に伴い、大学教育質保証もグローバルな課題となり、以下に紹介する INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）<sup>6</sup>をはじめとする各国の大学評価機関間のネットワークが構築され、大学評価・質保証に関する情報交換、情報共有などの活動が進められている。また、地域毎に大学教育質保証のネットワークがいくつか存在する。欧州での欧州高等教育質保証協会（European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA）<sup>7</sup>および欧州高等教育質保証機関登録機構（European Quality Assurance Register for Higher Education, EQAR）<sup>8</sup>、欧州高等教育アクレディテーションコンソーシアム（European Consortium for Accreditation in Higher Education, ECA）<sup>9</sup>、アメリカにおける高等教育アクレディテーション協議会（Council for Higher Education Accreditation, CHEA）<sup>10</sup>、アジアにおけるアジア・太平洋地域質保証ネットワーク（Asia-Pacific Quality Assurance Network, APQN）<sup>11</sup>などである。これら機関の名称から明らかのように、現代の大学教育質保証は、“Higher Education”という括りで論じられるため、ここからは高等教育質保証という言葉を使つての説明とさせていただく。

さらに、個別の教育プログラムを対象とした専門分野別質保証ネットワークとしては、技術者教育の実質的同等性を相互承認するための国際協定であるワシントン協定（Washington Accord）<sup>12</sup>や、行政大学院・行政研究所に係る世界機構（International Association of Schools and Institutes of Administration, IASIA）<sup>13</sup>などがある。また、後で述べる欧州でのボローニャ・プロセス（Bologna Process）<sup>14</sup>の流れを受けた TUNING プロジェクト（TUNING Educational Structures in Europe）<sup>15</sup>もある。この TUNING プロジェクトでは40を超える専門分野において教育プログラムの仕組み、

カリキュラムを確認し、学会等専門家の協力の下、参照基準として当該分野におけるコンピテンシーを策定している。これらとは別の流れとして経済協力開発機構（OECD）が高等教育における学習成果の評価（Assessment of Higher Education Learning Outcomes, AHELO）<sup>16</sup>の試行として専門分野別学習成果評価活動を進めており、今後、各国の高等教育質保証政策に何らかの影響を及ぼしてくるものと考えられる。

これら高等教育質保証ネットワーク構築を後押ししたのとして、欧州におけるボローニャ・プロセスとアメリカにおけるいわゆるスプリングスレポート（a Test of Leadership charting the future of U. S. Higher education A Report of the Commission Appointed by Secretary of Education Margaret Spellings）<sup>17</sup>があげられる。ボローニャ・プロセスとは、1999年にイタリアのボローニャ大学に欧州の教育担当大臣があつまり、2010年までに欧州高等教育圏（European Higher Education Area, EHEA）構築を目指すために採択されたボローニャ宣言を具体的に進めていく取り組みのことを指す。現在では、第二段階として2020年までの計画が策定されている。ボローニャ・プロセスで目指しているものとしては、EHEAにおける互換性のある学位システム、単位互換制度、学生・教職員の移動促進などがあるが、高等教育の質保証に関する協力促進も大きな目標として掲げられている。この質保証に関する活動の成果の一つとして、「欧州高等教育における質保証のための基準と指針（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESG）<sup>18</sup>」策定がある。先にも述べたが、ESGでは、機関としての大学等自身による内部質保証、外部質保証機関による外部質保証、それら外部質保証機関に対するレビューシステム（メタ評価）の3段階に対する基準と指針が示されており、このESGは欧州における高等教育質保証活動において大いに参考にされているものである。スプリングスレポートとは、2006年に、当時連邦教育省長官マーガレット・スプリングス氏の諮問機関（Commission on the Future of Higher Education）が

作成した報告書であり、高等教育におけるインプットからアウトカムへの転換（学修成果重視）、透明性と説明責任（TRANSPARENCY AND ACCOUNTABILITY）が強調されており、アメリカの高等教育質保証活動に大きな影響を与えたものである<sup>19</sup>。

## 1. 国際機関およびメタ評価機関<sup>20</sup>による活動

### (1) INQAAHE

INQAAHEは1991年に8つの機関が参加し設立された。設立後20年以上経過した現在では、正会員・準会員合わせて約250以上になり、遠隔教育、職業教育を含め、ますます多種多様化、グローバル化していく高等教育界における質保証機関の連携を推進している。その活動は、規約（constitution）で規定されている<sup>21</sup>。ちなみに日本では、公益財団法人大学基準協会（Japan University Accreditation Association）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education）、公益財団法人日本高等教育評価機構（Japan Institution for Higher Education Evaluation）、特定非営利活動法人実務能力認定機構（Accreditation Council for Practical Abilities）の4機関がINQAAHEの正会員となっている。

INQAAHEは、隔年でフォーラムとカンファレンスを開催し、高等教育質保証の課題について調査研究報告、情報交換等を行っている。そこでのテーマとしては、「変化する高等教育情勢：質保証に対する新たな要求」（2015年カンファレンス）、「利害関係者の質保証プロセスへの関与、国際的ア Krediteーション機関の台頭、様々な形での既修得能力に対する質保証」（2014年フォーラム）、「国境を越える教育の質保証：質の高い提供者から質の担保された教育内容へ、高等教育における外部質保証への革新的な提案：優れた取り組みに向けた複数の提案、質保証活動の衝撃（影響）と外部および内部質保証の効果：地域毎の活動情報の共有、国家資格枠組みとその質保証活動とのつながり（利害関係者の関与を含む）」（2013年カンファレンス）、などとなっている。INQAAHEはまた

外部質保証機関に対する「質保証に関する優れた取り組みの指針 (GUIDELINES OF GOOD PRACTICE IN QUALITY ASSURANCE)<sup>22</sup>」も公表している<sup>23</sup>。ガイドラインは、導入部分と以下の4つの章からなる。

**第一章：外部質保証機関 (External Quality Assurance Agency, EQAA) について：説明責任、透明性、活動資源**

**第二章：高等教育機関とEQAA：関係性、基準、内部自己点検**

**第三章：高等教育機関に対するEQAAによる審査：評価、評価結果、異議申し立て**

**第四章：外部活動：他機関との連携および国境を越えた教育への対応**

## (2) ENQA

ENQAは、欧州における高等教育質保証分野での連携を促進するためEuropean Association for Quality Assurance in Higher Education (欧州高等教育質保証ネットワーク)として2000年に設立された。その後、2004年の総会においてEuropean Association for Quality Assurance in Higher Education (欧州高等教育質保証協会)へと衣替えし、現在に至っている。ENQAの基本構想は、1994年～1995年にかけて実施された、質保証分野での協力体制の有効性を示した「高等教育分野における質評価パイロットプロジェクト」に遡る。このパイロットプロジェクトが欧州における高等教育質保証連携に関する欧州連合理事会 (the Council of the European Union) 勧告、さらに1999年のボローニャ宣言へとつながっていく。

ENQAの使命は、欧州における高等教育を質の高いレベルで維持・拡大すること、および、全てのボローニャ宣言署名国の質向上の主たる駆動力として活動することである。この使命を実現するため、ENQAは、「特に、政治的な意思決定過程および利害関係機関との協力関係において、欧州および国際社会において、加盟機関を代表する」、「欧州高等教育圏におけるさらなる質保証過程およびシステムの発展に資するシンクタンクとして機能する」、「加盟機関間および利害関係機関向けに質保証に関する情報、専門知識を共有

し広める情報伝達基盤として機能する」という3つの目標を定めている。ENQAはまた、多様性の尊重、高等教育質保証における高等教育機関、質保証機関、政府機関、それぞれの役割確認、目的適合性、高等教育機関の自律性、質保証機関の独立性重視といった原則に乗っ取り上記使命および目標実現に向けて活動している。

先にも述べたが、ENQAの主たる活動として『欧州高等教育の質保証の基準およびガイドライン』(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)) 策定があげられる。ESGは、2005年にとりまとめられ、その後、改訂を重ね、2015年に全面改定されている。ESG2015では、高等教育機関内部質保証、高等教育における外部質保証、外部質保証機関、それぞれについての欧州基準と指針の章に分けられている。高等教育機関内部質保証に関しては、「質保証のための方針、教育プログラムの設計と承認、学生中心の学習・教授・成績評価、学生の受け入れ・成長・修了認定、教員の質保証、学習資源と学生支援、情報システム、情報公開、教育プログラムに対する継続的監視・定期的点検、周期的外部質保証」が、高等教育における外部質保証に関しては、「内部質保証手順の活用、目的に適合した方法の設計、実施手順、専門家によるピアレビュー、学修成果 (outcomes) 基準、報告書作成、不服・異議申し立て」が、外部質保証機関に関しては、「質保証に対する活動・方針・手順、公的・法的地位、独立性、質保証活動に対する分析、人的・財政的活動資源、内部質保証・専門家としての行動、周期的外部評価受審」が、それぞれ項目としてあげられており、これらの項目は、ENQA会員資格審査判断基準として用いられているだけでなく、欧州における高等教育機関、外部質保証制度、外部質保証機関に対する文字通りの基準およびガイドラインとなっている<sup>24</sup>。

## (3) EQAR

EQARは、ENQAが策定したESGに記されている外部質保証機関間でのピアレビューという課題に対応する形で2008年発足した。

EQAR が果たすべき役割ないし目的は、「高等教育機関の信頼を高める基盤を構築することを通じて、学生のモビリティ（移動）を促進すること」「いわゆる“アクレディテーション・ミル”（信用に値しない「ねつ造アクレディテーション」）が信用を得られないようにすること」「国の規制と相容れる範囲で、政府がEQARに登録された機関にお墨付きを与え、それらに質保証を依頼するように、高等教育機関に対して権威付けを行うこと」「国の規制と相容れる範囲において、高等教育機関が質保証を依頼する機関をみずから選ぶための材料になること」「質保証機関の質を向上し、総体的に信頼を高めるための道具となること」である。

具体的には、登録を希望する機関・団体から申請を受けつけ審査に基づき適格と認められたものを登録・公表することを役割とする。2016年3月現在42機関が登録されている<sup>25</sup>。

質保証を行っている機関であれば、それが機関対象であっても専門分野別プログラムを対象を特化したものであっても、EQARへの登録申請が可能である。また、質保証「専門」機関である必要もない。登録を希望する機関は、申請に先立って、セルフ・スタディに基づいた第三者による評価を受けることが必要になる。評価機関は国内外を問わないが、当機構の監督下にならないことが条件となる。政府系評価機関でもOKであり、制度上義務づけられている第三者評価を受けた際の外部評価報告書を流用することも可能である。つまり、EQARへの登録のためだけに新たな評価を受ける必要は必ずしもない。このときの外部評価報告書が、登録審査の判定の最大の判断材料となる。審査の際の判定の基準として、上述のESGが使用される。なお、ESGはENQAの加盟要件の重要な要素にもなっているものの、ENQA正会員資格をもって自動的にEQARへの登録が認定されるものではない<sup>26</sup>。

#### (4) CHEA

アメリカの高等教育アクレディテーション協議会(Council for Higher Education Accreditation, CHEA)とは、アメリカにおいて認証評価機関を認定する団体

であり、3,000の学位を出している高等教育機関がメンバーとなっており、60の認証評価機関を認定している。20人からなる理事会により運営されており、そのメンバーは学長などの高等教育機関の長および市民からなる。CHEAは個別の認証評価機関に対するメタ評価機関である。CHEAは、米国連邦議会、米国教育省、一般市民、オピニオン・リーダー、学生およびその家族に対するアクレディテーションおよび質保証に関する全米における主要な代弁者であり、国際社会に対するアメリカの認証評価活動を代表する役割を担っている。CHEAによる認定は、地域、宗教関連、私立の職業訓練高等教育機関と教育プログラムを認証する認証評価機関の質を精査し証明を与えるものである。CHEAは、この精査を行う唯一の非政府高等教育組織である。連邦政府は、連邦教育省(USDE)を通して政府による認定の調査を行っている<sup>27</sup>。

CHEAによる認定基準は以下の通りである。

- ・学問の質の向上：アクレディテーション団体は、学問の質に対する明確な記述と、彼らが認証する高等教育機関または教育プログラムが質の水準が達成されているかどうか判定するプロセスを持っているかについての明確な期待を持っている。
- ・説明責任を示す：アクレディテーション団体は、国民の信頼と公共投資を継続的に発展させるために、高等教育機関および教育プログラムに対して、学問の質および学生の学習成果に関する一貫性のある、信頼できる情報を準備するよう求める基準を持っている。
- ・改革と必要な改善のための適切な自己点検および計画を促す：アクレディテーション団体は、高等教育機関及び教育プログラムにおける継続的な自己点検を通して、改革と必要な改善のための自己点検活動を促す。
- ・意志決定における適切で公正な手続きを採用する：アクレディテーション団体は、効果的な点検と調和を含む適切で公正な組織の方針と手続きを維持する。
- ・アクレディテーション活動に対する継続的な点検活動を示す：アクレディテーション団体は、そのアク

レディテーション活動に対する自己点検を行う。

- ・十分な資源を有する：アクレディテーション団体は、予測可能で安定した資源を有する。

#### (5) IASIA

行政大学院・行政研修所に係る世界機構（International Association of Schools and Institutes of Administration, IASIA）は、ベルギーのブリュッセルに本拠を置く、公共行政・公共政策系の教育機関や研修機関の国際連合体である。IASIAは、全世界規模で活動を展開しており、70カ国を超える国々の約200機関がそのメンバーとなっている。200機関が所在する地域別の内訳割合は、アフリカ22%、ヨーロッパ37%、中東6%、アジア14%、オセアニア3%、南米4%、北米14%である。IASIA理事会も、こうした国や地域の多様性を反映させた人的構成となっている<sup>28</sup>。IASIAの展望（Vision）は、「よい統治を促進し、現代的で説明出来る行政管理の追求を支援することにより、世界規模で行政管理学を向上させる」、使命（Mission）は、「世界における行政管理に関する能力開発を強化し、公共政策教育・研修における卓越性を進展させ、統治と行政管理における最先端の学術調査と『優れた実践』を実施し、議論し、広める」こととされ、その活動の基盤となる価値観（Values）としては、説明責任および透過性、国際的視点、絶対的中立性、卓越性の追求、専門家意識、信頼性、多様性の尊重があげられている<sup>29</sup>。IASIAは、国連（United Nations, UN）内にある「公共行政・開発経営担当局」（Division of Public Administration and Development Management, DPADM）、「経済問題・社会問題担当局」（Department of Economic and Social Affairs, DESA）と連携し、公共行政の教育・研修に関する卓越性の基準（Standards of Excellence for Public Education and Training）<sup>30</sup>も策定しているほか、公共行政国際アクレディテーション委員会（International Commission on Accreditation of Public Administration Education and Training）を立ち上げ、公共行政教育に関する国際アクレディテーションも実施している<sup>31</sup>。

## 2. 諸外国における質保証システム

### (1) アメリカ

アメリカにおける高等教育機関の質保証システムとして定着しているアクレディテーションの特徴は、一つには認定を受けた会員による政府とは関係の無い民間団体が実施していることであり、二つ目は大学自身によるセルフ・スタディ（自己点検）が前提となっていることである。

経済状況の変化により、連邦政府からの主要な奨学金の受給資格と教育機関別アクレディテーションの認定の結びつきをコントロールする方向で、高等教育法の改正が数度にわたり行われ、連邦政府からアクレディテーション団体へ圧力が強まってきている。この変化に上述のスプリングスレポートにおける「アクレディテーション団体は、大学をインプットによって評価するのではなく、学生の卒業率や学習成果などのアウトカムを中心にした評価を行わなければならない」、「各団体の適格認定基準は各大学がどのくらいの成果を上げているかを比較可能にするものでなければならない」などの記述が大きな影響を及ぼしており、大局的に見れば高等教育に対する監視は継続的に強化されてきている。2010年には、改正法を受けてプログラムの誠実性（Program Integrity）に関する連邦規則が制定されている。

アクレディテーションに直接言及しているわけではないが、大学の経費の手ごろさ（affordability）をめぐって政府の新たな動きがある。オバマ大統領も、授業料の金額、学生の抱えるローン、卒業率、卒業後の就職率などをもとに大学を評価する制度を2015年度までに開始し、2018年までに評価結果に基づいて政府の支援金を割り振るよう議会に要請し、評価の高い大学の学生への連邦奨学金の優遇や、良い結果を出せない教育機関への支援停止などの高等教育制度改革を実施する方針を打ち出しており、それを受けてアクセス（奨学金の受給率）、経済性（平均的な学費、奨学金、ローン負債額など）、アウトカム（卒業率・転学率、卒業生の収入、大学院学位の取得状況など）の3つの側面から評価するカレッジ・レーティングシステムの考えが2014年12月に連邦教育省から公表されている<sup>32</sup>。

## (2) ドイツ

ドイツの大学における質の保証は、「アクレディテーション」と「評価」によって行われている。アクレディテーションは、当該高等教育機関の学修課程が一定の水準に達しているかどうか、その資格の適格性について行うものであり、評価は、アクレディテーションを受けた機関、課程に対し、一定の指標にもとづきその達成度を査定するものである。

アクレディテーションの目的は、「質の保証」、「透明性の構築」、「多様性の提供」、「移動の促進」であり、アクレディテーション評議会 (Akkreditierungsrat) が、新しい学位構造のためのアクレディテーションシステムの開発、比較可能な質のスタンダードの作成など、ドイツの大学全体にかかわるアクレディテーション業務を総括している。具体的なアクレディテーションは、プレゼンテーション、実地訪問、アクレディテーション委員会の決定、アクレディテーション評議会のウェブサイト等での最終結果の公表の4段階で実施され、アクレディテーション評議会によりアクレディテーションを受けた各アクレディテーション機関が、個々の大学のアクレディテーションを行っている点に特色が見られる。

一方、評価機関について言えば、ドイツには、全国レベルで統一的にこれを実施している機関は、現在のところ存在しない。しかし、バーデン・ヴュルテンベルク州評価機関財団など、地域レベルの評価機関、評価ネットワークが設けられている。また1998年以来、大学学長会議 (HRK) と連邦教育研究省 (BMBF) の共同事業として「質改善プロジェクト」(Projekt Q) が実施されている。これらは、基本的に、まず各大学内での内部評価 (interne Evaluation) が行われ、続いて外部専門家によるレビュー (externe Peer-Review) が行われる。その過程で、必要に応じ国際的な参加者 (外国の学者) が関与する。学生もその過程に参加する。最後に、以上の結果を適当な方法で公表する、という方式で行われている<sup>33</sup>。

## (3) オランダ

オランダの質保証は、資格枠組 (Qualifications

framework) の設定とその運用や多方面に渡る評価等によって構成されている。オランダの現在のアクレディテーションは、2002年に制度化されたものであり、大学は、学士または修士学位を伴う教育プログラムについて、適格認定を受けなければならない。新たな教育プログラムの適格認定に係る手続は、初回アクレディテーション (initial accreditation) と呼ばれる。機関からのプログラム提案、外部審査を経て、適格認定の有無がオランダ＝フランドレン・アクレディテーション機関 (NVAO) において決定される。教育プログラムは、その後も定期的に評価を受けて適格認定を得なければならない。適格認定が得られない場合、国からの財政支援の受給資格が失われる。

上記の適格認定はNVAOが一元的に行うが、そのための評価(「プログラム・アセスメント」と呼ばれる)は、初回アクレディテーションとそれ以後のアクレディテーションとで実施主体が異なる。前者はNVAOが行うが、後者はNVAOが認定する評価機関又は大学自身が選任する外部の有識者(但しその人選にはNVAOの事前承認が必要)によって行われる。NVAOは、この評価結果に基づいて適格認定するか否かを判定する。2011年からは、機関質保証 (Instellingstoets kwaliteitszorg、英語では institutional audit) 制度が設けられた。各高等教育機関の内部質保証制度をNVAOが審査し、合格した高等教育機関においてはプログラム審査を機関自身が主体的に行い、その後は限定的な審査で足りることとなった<sup>34</sup>。

## (4) 中国

中国高等教育における質保証枠組みは、国家による厳格な設置基準審査、周期的な教育評価および質のモニタリング、学位管理システムの3つを柱とした高等教育質保証体制が構築されている。国家による設置基準審査としては、中華人民共和国高等教育法(1999年)および教育行政法规としての「普通高等学校設置暂行条例」(1986年)などにより、設置の理念、教員数、土地・校舎面積などの設置基準等が定められている。

周期的な教育評価は、2004年に設立された教育部高等教育教學評估中心(教育部高等教育教學評估セン

ター (HEEC)) により、2004年から2008年の間に「普通高等学校本科教学工作水平评估方案」に則り589の普通本科高等教育機関が評価を受けている。

第一期における課題を受けて、教育部は2011年に第二期評価システムに関する「教育部普通高等教育機関本科教育評価に関するガイドライン」(教育部关于普通高等学校本科教学评估工作的意见)を發表し、このガイドラインに従い、第二期の評価では、高等教育機関の「自己評価」を基盤とし、「教育基本状況に関するデータベース」の構築とそれを活用した常態的モニタリング、第三者機関による「分類的機関評価」(合格評価と審核評価)や、「プログラムの認証・評価」、「国際評価」などが実施されている。

学位管理システムについては、中華人民共和国学位条例(1980年)、中華人民共和国学位条例暫行实施办法(1981年)により、学位授与の仕組みと授与権付託にかかる基準が設けられている。学位授与権付託は、高等教育機関の申請に基づき、國務院学科審査専門家チームが審査し、それに合格した後、國務院学位委員会が承認する仕組みである。この授与権付託に基づき、高等教育機関内に、学位評定委員会が、修士、博士の場合は論文審査委員会、口頭諮問委員会が設けられ、学位審査を行う。また、これらの学位の質を保証するため修士および博士論文の外部チェックシステムもある。修士論文については、1998年から実施され、州や地域で方法は異なるが、中国全土で実施されている<sup>35</sup>。

#### (5) オーストラリア

1990年代以降の質保証システムの構築を促してきた連邦政府主導で豪州大学質保証機構(AUQA)が2000年に設立され、自らの提供する教育プログラムを認証できる自己認証権限(self-accrediting authority)を有している各大学内の自律的な質保証メカニズムの有効性を検証するオーディット方式の質保証システムを構築・運営してきた。しかし、新たに全国統一の厳格な質保証体制の確立を求め、AUQAのオーディット方式による質保証のあり方について問題提起したブラッドリー・レビュー(Review of Australian Higher

Education)(2008年12月)により、2011年7月にはTEQSA法が成立し、AUQAが廃止され、新たに高等教育質・基準機構(Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA)が設立された。TEQSAの目的は、オーストラリア高等教育において新たな「規制」を確立し、それによって高等教育の質を保証し国際競争力を維持することにある。そのための質保証アプローチは後述するように、明確な「基準」と「リスク」の枠組に基づいており、質の高い機関のみが高等教育システムに参入する体制の確立を目指すものである(TEQSA 2013: 28)。この点からも、AUQAからTEQSAへの移行は、高等教育の質に対するアプローチが高等教育機関の自律性を強く意識した「質保証」から、外形的な枠組みに基づく「質規制」へと変化したことを意味している。

TEQSAの質保証システムは「基準」と「リスク」の重視という点に集約される。TEQSAの質保証の特徴は、第一に、明確に高等教育基準が設定され、それらによる規制が行われる点にある。AUQAのオーディットでは、外的基準を画一的に適用するのではなく、枠組やガイドラインが外部参照点(external reference points)として位置づけられていたのとはアプローチが明確に異なっている。

TEQSAによる質保証のもう一つの特徴は、リスクに焦点化した評価を行う点にある。2012年2月にリスク規制枠組(Regulatory Risk Framework)が設定され、さらに2014年3月には高等教育セクターとの議論を踏まえて、リスク評価枠組(Risk Assessment Framework)へと改定されている(TEQSA 2014)。TEQSAはこの枠組を用いて、各機関による質の高い高等教育の提供に支障がきたす危険性がないかを既存データによって毎年確認し、具体的には、学生に対するリスクや財政的実行可能性や持続性に関するリスクが生じていないかといった点に焦点化してリスク評価を行うこととされている。

また、TEQSAを中心とする質保証体制の整備と並行して、ここ数年、高等教育のパフォーマンス測定とその結果に基づく財源配分の導入可能性も議論されている<sup>36</sup>。

## おわりに

これまで見てきたように、大学評価の国際的動向としては、INQAAHEを始めとする多くの国際機関・メタ評価機関および各国における評価機関が質の向上を目指して多種多様な仕組みや制度を整備し活動を行っている。このことは、「知識基盤社会」において大学等高等教育機関の質の維持・向上が非常に重要と考えられている結果であると言える。質向上につながる大学評価の大きな枠組みとしては、大学等の高等教育機関自身の行う内部質保証と外部評価機関の行う外部質保証に分けられる。内部質保証では、多様性の重視とともに、学生が身につけた能力（アウトカムズ）が重視され、外部質保証では、グローバル化と各国家の教育政策の関係、各種利害関係者に向けての情報提供、活動の透明性確保が重要となってきている。さらに外部質保証機関に対するメタ評価の仕組みも整備が進められている。アメリカやオーストラリアなど一部の国では、これら質保証システムを予算配分と連動させ「質規制」につなげようという動きもあるが、過度の規制は大学本来の活動を萎縮させることにも繋がりがかねないため、大学の自立的な内部質保証活動と国等による規制の両方が社会に対してわかりやすく示され、調和がとれる形で進められていくことが、最大の利害関係者である学生が最大限の能力を身につけられる場としての大学にとって望ましいと考えられる。

## 【参考文献】

大学基準協会、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』、高等教育のあり方研究会大学評価理論の体系化に向けた調査研究部会、2015年  
 横尾壮英著、『大学の誕生と変貌：ヨーロッパ大学史断章』、東信堂、1999年  
 南川高志編著、『知と学びのヨーロッパ史：人文学・人文主義の歴史的展開』、ミネルヴァ書房、2007年  
 羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編著、『高等教育質保証の国際比較』、東信堂、2009年  
 早田幸政・望月太郎編著、『大学のグローバル化と内部質保証』、晃洋書房、2012年

早田幸政編著、『大学の質保証とは何か』、エイデル研究所、2015年

## 【注】

- 1 横尾壮英、『大学の誕生と変貌：ヨーロッパ大学史断章』、東信堂、東京、1999年、pp.3-5
- 2 同 pp.117-127
- 3 同 pp.6-7
- 4 同 pp.46-47, 131
- 5 <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/1999/charter.html>  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/g8s\\_sg.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/g8s_sg.html)
- 6 <http://www.inqaahe.org/>
- 7 <http://www.enqa.eu/>
- 8 <https://www.eqar.eu/>
- 9 <http://ecahe.eu/>
- 10 <http://www.chea.org/>
- 11 <http://www.apqn.org/>
- 12 <http://www.ieagreements.org/Washington-Accord/>
- 13 <http://www.iias-iisa.org/iasia/>
- 14 <http://www.ehea.info/>
- 15 <http://www.unideusto.org/tuningeu/>
- 16 <http://www.oecd.org/edu/skills-beyond-school/testingstudentanduniversityperformancegloballyocdsahelo.htm>
- 17 <http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/hiedfuture/reports/final-report.pdf>
- 18 ESG は初め2005年に策定され2015年に改定されている。<http://www.enqa.eu/index.php/home/esg/>
- 19 堀井祐介（金沢大学）、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』 pp.88-89
- 20 メタ評価機関とは、高等教育機関を対象とする評価機関を評価する機関のことを指す。
- 21 <http://www.inqaahe.org/main/about-inqaahe/constitution/constitution-html>
- 22 INQAAHE Guidelines of Good Practice  
<http://www.inqaahe.org/main/professional->

- development/guidelines-of-good-practice-51
- 23 堀井祐介（金沢大学）、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』 pp.89-90
- 24 堀井祐介（金沢大学）、同 pp.91-95
- 25 <https://www.eqar.eu/register/search.html>
- 26 大佐古紀雄（育英短期大学）、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』 pp.99-101
- 27 [http://www.chea.org/pdf/chea-at-a-glance\\_2015.pdf](http://www.chea.org/pdf/chea-at-a-glance_2015.pdf)
- 28 早田幸政、「行政大学院・行政研修所に係る世界機構（IASIA）」、「社会科学分野の高度人材育成に係る大学院プログラムの質保証に関する実証的研究」（基盤研究（C）、研究課題番号：20600008、2008年度～2010年度）報告書
- 29 <http://www.iias-iisa.org/iasia/about-iasia/mission/>
- 30 <http://www.iias-iisa.org/iasia/about-iasia/iasia-and-the-un/undes-iasia-standards-of-excellence/>
- 31 <http://www.iias-iisa.org/iasia/about-iasia/ciapa-commission-on-international-accreditation-of-public-administration-education-and-training-programs/>
- 32 前田早苗（千葉大学）、『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』 pp.120-125
- 33 木戸裕（元国立国会図書館）、同 pp.102-106
- 34 大場淳（広島大学）同 pp.110-112
- 35 『大学の質保証とは何か』 pp.148-151
- 36 杉本和弘（東北大学）『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』 pp.134-137

---

## International Quality Assurance Systems in Higher Education

---

※ Yusuke HORII

**[Key Words]**

Quality Assurance, Student Outcomes, Accountability, Transparency, Efficiency

**[Abstract]**

These days, along with globalization, university activities have become international. The number of students who study abroad is increasing and the cooperation among universities from many countries is accelerating. These university activities at a global level should be conducted based on the assumption that their levels of education, research, governance, and management can be assured. Therefore, there are many international organizations taking initiatives towards international quality assurance systems in higher education, such as: INQAAHE, ENQA, EQAR, and APQN. Besides these international organizations, there are also many national systems to assure the quality of university activities. These international and national organizations have formed strong partnerships in order to oversee the quality assurance systems at the following three levels: internal quality assurance by universities, external quality assurance by external quality assurance organizations, and quality assurance of these external quality assurance organizations. The keywords of activities for each of these three levels include, for example, student outcomes, accountability, transparency and efficiency.

---

※ Professor, Institute of Liberal Arts and Science, Faculty/ Division of Higher Education Research and Development, Kanazawa University